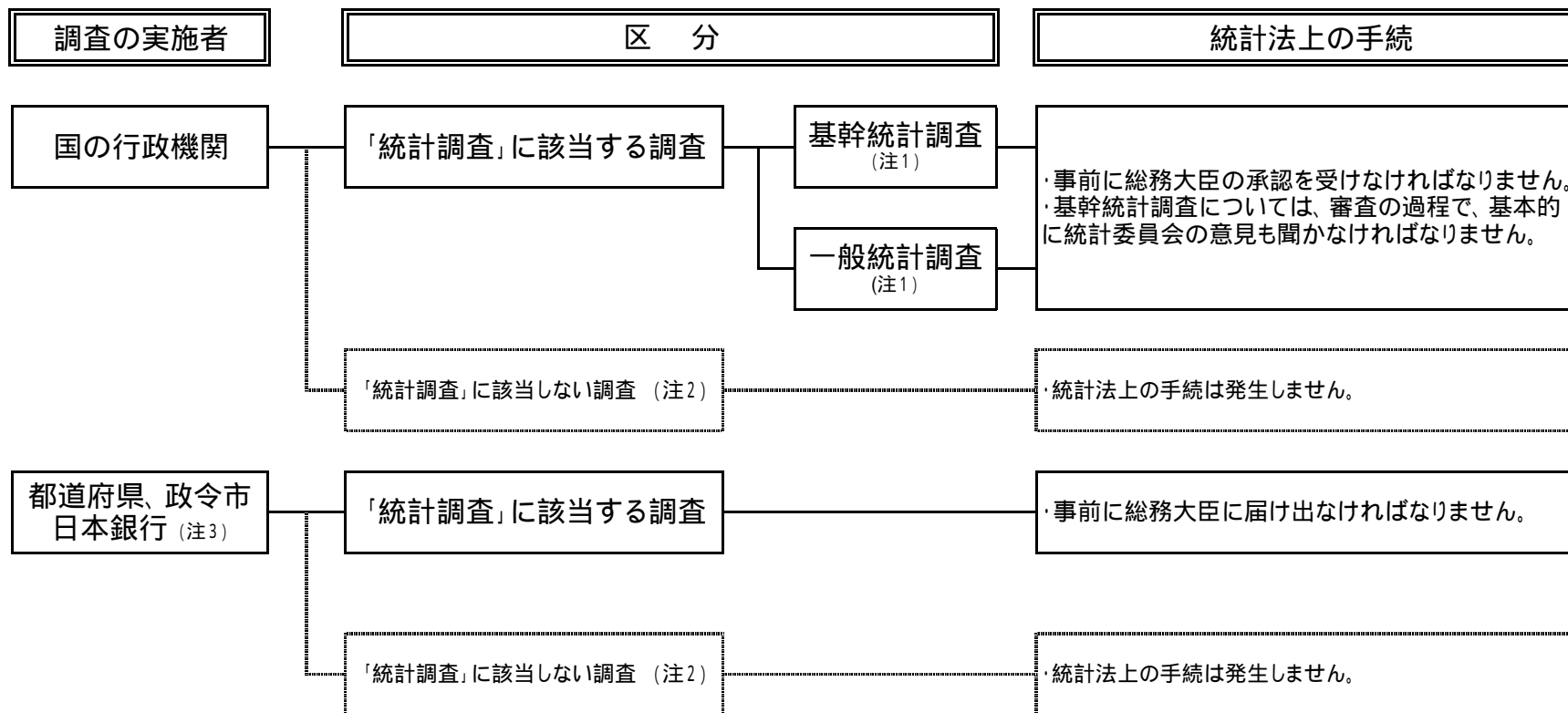


調査の区分と統計法上の手続



(注1) 「基幹統計調査」とは、国勢調査など、公的統計の中核となる「基幹統計」を作成するために行われる特に重要な統計調査をいいます。国の行政機関が行う調査のうち、基幹統計調査以外のものが「一般統計調査」になります。

(注2) 統計法上、「統計調査」は、「統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」とされています(第2条第5項)。したがって、意見や意識など、事実に該当しない項目のみを調査事項とする世論調査などは、基本的に含まれません。

(注3) 政令市以外の市や町村が行う調査については、「統計調査」に該当しても、届出の必要はありません。